〇軽井沢町自然保護審議会条例

昭和48年軽井沢町条例第24号

(設置)

- 第1条 軽井沢町の自然環境の保全に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、軽井沢町自然保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (任務)
- 第2条 審議会は、軽井沢町の自然環境の保全に関する事項について、町 長の諮問に応じて調査審議し、その結果を町長に報告し、又は建議す る。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 町議会議員
 - (2) 知識経験者
 - (3) 関係官公庁の職員
 - (4) 公募に応じた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 各機関から選出された委員は、その役職在任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長 の決するところによる。

(専門委員)

- 第7条 審議会に、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、町長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任する ものとする。

(部会)

- 第8条 審議会に、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員(以下この条において「委員等」という。)は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員等が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「委員等」と読み替えるものとする。 (補則)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項 は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。